

船舶インシデント調査報告書

平成30年4月18日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成29年8月1日 09時30分ごろ
発生場所	宮城県気仙沼市御崎岬東方沖 陸前御崎岬灯台から真方位092°27.4海里付近 (概位 北緯38°44.0′ 東経147°30.0′)
インシデントの概要	漁船第六わかば丸は、操業中、主機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成29年9月15日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 第六わかば丸、349トン 133814、極洋水産株式会社
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海） 機関長、四級（機関）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風力 1、視界 良好 海象：波高 約1m
インシデントの経過	<p>本船は、船長及び機関長ほか26人が乗り組み、宮城県石巻市石巻漁港を出港し、御崎岬東方沖で巻き網漁の操業中、機関長が主機のクランクケース安全弁から白煙が噴出しているのを認め、主機を停止した。</p> <p>機関長は、主機（8気筒）を点検したところ、7番シリンダのシリンダライナから冷却清水が漏れいしていることを認めた。</p> <p>本船は、船長が僚船に連絡し、来援した僚船によりえい航されて石巻漁港に接岸した。</p> <p>機関整備会社担当者は、主機を開放して点検したところ、7番シリンダのシリンダライナに亀裂が生じていることを認めた。</p> <p>機関整備会社担当者は、潤滑油の供給量不足により、主機7番シリンダのピストン（以下「本件ピストン」という。）が過熱膨張し、7番シリンダのシリンダライナに亀裂が生じたと思った。</p>
分析	<p>本船は、御崎岬東方沖で操業中、本件ピストンへの潤滑油の供給量が不足したことから、本件ピストンが過熱して膨張し、シリンダライナが本件ピストンと接触して亀裂を生じ、冷却清水が漏れいして主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>本件ピストンへの潤滑油の供給量が不足した状況については、明らかにすることができなかった。</p>

原因	本インシデントは、本船が、御崎岬東方沖で操業中、本件ピストンへの潤滑油の供給量が不足したため、本件ピストンが過熱して膨張し、シリンダライナが本件ピストンと接触して亀裂を生じ、冷却清水が漏えいして主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・潤滑油系統は、定期的に点検を行い、必要に応じて開放整備を行って常時適正量の潤滑油の供給を確保すること。